消費者庁がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画

（令和７年９月１１日
消費者庁長官決定）

「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画」（令和７年２月１８日閣議決定。以下「政府実行計画」という。）に基づき、消費者庁が自ら実行する具体的な措置に関する実施計画を下記のとおり定める。

Ⅰ．対象となる事務及び事業

本計画は、消費者庁が行う全ての事務及び事業を対象とする。

なお、消費者庁所管の独立行政法人国民生活センターについては、Ⅶに基づき取組を行うこととする。

Ⅱ．対象期間等

本計画は、２０４０年度までの期間を対象とする。

Ⅲ．温室効果ガスの総排出量に関する目標

本計画に盛り込まれた措置を着実に実施することにより、２０１３年度を基準として、消費者庁の事務及び事業に伴い直接的及び間接的に排出される温室効果ガスの総排出量を２０３０年度までに６０％削減、２０３５年度までに６５％削減、２０４０年度までに７９％削減することを目標とする。

この目標は、消費者庁の取組の進捗状況や温室効果ガスの排出量の状況などを踏まえ、一層の削減が可能である場合には適切に見直すこととする。

Ⅳ．個別対策に関する目標

１　太陽光の設備導入について

消費者庁が庁舎等の建築物を新築する場合には、その敷地も含め、日射条件や屋上を避難場所とするなど他の用途との調整等を考慮しつつ、当該建築物に太陽光発電設備を最大限設置することを徹底する。また、消費者庁が庁舎等の既存建築物を新たに保有することとなった場合には、その性質上適しない場合を除き、太陽光発電設備の設置可能性について検討を行い、当該既存建築物に太陽光発電設備を最大限設置することを徹底する。

なお、設置可能でないと判断された場合には、その理由を整理するとともに、技術開発等を踏まえ、適時適切に見直しを行う。

２　新築建築物のＺＥＢ化

消費者庁が庁舎等の建築物を新築する場合には、当該建築物は原則ＺＥＢ Oriented相当以上とする。

また、２０３０年度以降については、建築物の特性や技術開発状況等を踏まえつつ、

更に高い省エネルギー性能を目指す。

3　電動車の導入

消費者庁が使用する全ての公用車については、既にハイブリット自動車を導入しているところ、今後、買換え等の必要が生じた際には、より温室効果ガスの排出が少ない車両（電気自動車等）の導入を進めることとする。

4　ＬＥＤ照明の導入

消費者庁が事務室で使用する照明については、ＬＥＤ照明の導入割合を２０３０年度までに１００％とするよう努める。

5　再生可能エネルギー等の脱炭素電源由来の電力調達

消費者庁は、合同庁舎等に入居しており、その電力契約は管理官庁が行っていることから、直ちに電力の６０％以上を再生可能エネルギーとすることは困難であるが、２０３０年度までに消費者庁で調達する電力の６０％以上を再生可能エネルギーとするよう、管理官庁等の関係先に働きかけを行っていくよう努める。

また、消費者庁が庁舎等の建築物を新築する場合には、当該建築物で調達する電力の６０％以上を再生可能エネルギー電力とする。

Ⅴ．措置の内容

政府実行計画に定める各措置を実施することとし、特に以下の取組を重点的に実施する。

なお、取組を実施するために有効な具体的、細目的な措置及び技術的支援の在り方並びに効果的な取組に関する情報提供等について、公共部門等の脱炭素化に関する関係府省庁連絡会議において決定・提示があった場合には、それを踏まえることとする。

1　再生可能エネルギーの最大限の導入に向けた取組

（１）太陽光発電の導入

①　消費者庁が庁舎等の建築物を新築する場合には、その敷地も含め、日射条件や屋上を避難場所とするなど他の用途との調整等を考慮しつつ、当該建築物に太陽光発電設備を最大限設置することを徹底する。また、消費者庁が庁舎等の既存建築物を新たに保有することとなった場合には、その性質上適しない場合を除き、太陽光発電設備の設置可能性について検討を行い、当該既存建築物に太陽光発電設備を最大限設置することを徹底する。

なお、設置可能でないと判断された場合には、その理由を整理するとともに、技術開発などを踏まえ、適時適切に見直しを行う。

②　消費者庁が入居する庁舎における太陽光発電の導入については、政府実行計画の目標の達成に向け、管理官庁の方針に基づき、入居官庁として当該方針に積極的に協力するものとする。

2　建築物の建築、管理等に当たっての取組

（１）建築物における省エネルギー対策の徹底

①　消費者庁が庁舎等の建築物を新築する場合には、省エネルギー対策を徹底し、温室効果ガスの排出の削減等に配慮したものとして整備する。
②　低コスト化のための技術開発や未評価技術の評価方法の確立等の動向を踏まえつつ、消費者庁が庁舎等の建築物を新築する場合には、当該建築物は原則ＺＥＢ Oriented 相当以上とする。
③　消費者庁が入居する庁舎において実施される省エネルギー対策を徹底し、温室効果ガスの排出の削減等に努める。
④　気象状況等を考慮し、空調の設定温度にこだわることなく、執務室における適切な室温管理を図る。また、服装の工夫など省エネルギー行動も併せて実施する。

（２）建築物の建築等に当たっての環境配慮の実施

消費者庁が庁舎等の建築物を新築する場合には、次に掲げる取組を実施する。
①　温室効果ガスの排出削減等に資する建築資材等を選択する。
②　建築資材や建築廃棄物等について、温室効果ガスの排出削減等に資する方法での輸送に努める。
③　温室効果ガスの排出の少ない施工の実施を図る。
④　ＨＦＣを使用しない断熱材の利用を促進する。
⑤　業務用エアコンの冷媒に用いられているＨＦＣについて、機器使用時の冷媒の漏えいを監視するとともに、機器廃棄時にＨＦＣを適切に回収する。
⑥　建設廃棄物の抑制を図る。
⑦　脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成２２年法律第３６号）に基づき、庁舎等における木材の利用に努め、併せて木材製品の利用促進、木質バイオマスを燃料とする暖房器具等の導入に努める。
⑧　敷地内の緑化や保水性舗装の整備に努める。

３　財やサービスの購入・使用に当たっての取組

（１）電動車の導入

①　消費者庁が使用する全ての公用車については、既にハイブリット自動車を導入しているところ、今後、買換え等の必要が生じた際には、より温室効果ガスの排出が少ない車両（電気自動車等）の導入を進めることとする。
②　公用車の効率的利用に向けて、次に掲げる取組を実施する。
ア　公用車一台ごとの使用頻度、走行距離、燃料使用量等の使用実態の把握を図ることとし、必要に応じて公用車の台数の見直しを行う。
イ　アイドリング・ストップ装置の活用等により、待機時のエンジン停止の励行、不要なアイドリングの中止等の環境に配慮した運転を行う。
ウ　３メディア対応型の道路交通情報通信システム（ＶＩＣＳ）対応車載器を積極的に活用する。
エ　タイヤ空気圧調整等の定期的な車両の点検・整備を実施する。

（２）ＬＥＤ照明の導入等

①　消費者庁が事務室で使用する照明につき、ＬＥＤ照明の導入割合を２０３０年度までに１００％とするよう努める。また、庁舎の新築・改修を行う際にも、原則としてＬＥＤ照明を導入する。

②　ＬＥＤ照明の導入に当たっては、原則として調光システムを併せて導入し、適切な照度調整を行うとともに、必要な照明のみ点灯することでエネルギー使用量の抑制を図る。

③　照明の使用に当たっては、点灯時間の縮減や適切な照度調整により節電を徹底する。特に、昼休みは業務上支障がある場合を除いて消灯し、夜間も業務上必要最小限の範囲で点灯する。

（３）再生可能エネルギー電力調達の推進

①　消費者庁が庁舎等の建築物を新築する場合には、当該建築物で調達する電力の６０％以上を再生可能エネルギー電力とする。

②　消費者庁は、合同庁舎等に入居しており、その電力契約は管理官庁が行っていることから、直ちに電力の６０％以上を再生可能エネルギーとすることは困難であるが、２０３０年度までに消費者庁で調達する電力の６０％以上を再生可能エネルギーとするよう、管理官庁等の関係先に働きかけを行っていくよう努める。

③　２０３０年度以降について、再生可能エネルギー電力を６０％以上調達した上で、２０４０年度においては、民間部門の脱炭素電源の調達を考慮しつつ、調達する電力の８０％以上を脱炭素電源由来の電力とするものとし、目標達成に向け、調達する電力の排出係数の低減に継続的に取り組むよう管理官庁等の関係先に働きかけを行っていくよう努める。

（４）省エネルギー型機器の導入等

①　パソコン、コピー機等のＯＡ機器、電気冷蔵庫等の家電製品等の機器について、買換えに当たっては省エネルギー型のものを選択する。また、これらの機器等の新規購入に当たっても同様とする。

②　機器の省エネルギー設定の適用等により、待機電力の削減を含めて使用面での改善を図るとともに、機器の使用時間を縮減するなどによる節電を徹底する。

（５）ＧＸ製品の率先調達

消費者庁の事務及び事業において、ＧＸ製品の率先調達に努める。

（６）その他

①　自動車利用の抑制等

ア　ウェブ会議システムの活用やテレワークによる対応も含め、職員及び来庁者の自動車利用の抑制・効率化に努める。

イ　通勤時や業務時の移動には、鉄道、バス等の公共交通機関の利用を推進する。

②　節水機器等の導入等

入居する庁舎の管理官庁とも相談の上、現に使用している水多消費型の機器の廃

止又は買換えを計画的に進め、買換えに当たっては節水型等のものを選択する。また、これらの機器の新規購入についても同様とする。

③　リデュースの取組やリユース・リサイクル製品の率先調達

温室効果ガスの排出の削減等に寄与する製品や原材料の選択・使用を図るため、物品の調達に当たっては、使い捨て製品の調達を抑制し、リユース可能な製品及びリサイクル材や再生可能資源を用いた製品を積極的に調達する。特に、プラスチック製の物品の調達に当たっては、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和３年法律第６０号）にのっとり、プラスチック使用製品設計指針に適合した認定プラスチック使用製品を調達する。

④　用紙類の使用量の削減

用紙類の使用量を削減するため、ペーパーレス化を推進し、審議会等資料の電子媒体での提供、業務における資料の簡素化、両面印刷等を行うこととする。

⑤　再生紙等の使用等

古紙パルプ配合率のより高い用紙類の調達割合の向上等を計画的に実施する。また、その他の紙類等については再生紙や、森林認証材パルプ配合率及び間伐材等パルプ配合率のより高い紙の使用を進める。

⑥　合法木材、再生品等の活用

合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成２８年法律第４８号）等に基づき、合法性が確認された木材又は間伐材等の木材や再生材料等から作られた物品等、温室効果ガスの排出の削減等に寄与する製品や原材料の選択、使用を計画的に実施する。

⑦　フロン類の排出の抑制

冷媒にＨＦＣを使用する業務用エアコン・業務用冷蔵冷凍機器の廃棄時には、機器の撤去を委託した外部業者と調整して機器内の冷媒回収に必要な作業環境・作業時間を十分に確保の上、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成１３年法律第６４号）の基準にのっとって冷媒回収を徹底する。

⑧　電気機械器具からの六フッ化硫黄（ＳＦ６）の回収・破壊等

廃棄される電気機械器具に封入されていたＳＦ６について、回収・破壊等を行うように努める。

⑨　ＣＯ２吸収型コンクリートの活用

消費者庁が庁舎等の建築物を新築する場合には、ＣＯ２吸収型コンクリートを率先調達することに努める。

４　その他の事務・事業に当たっての温室効果ガスの排出の削減等への配慮

（１）廃棄物の３Ｒ＋Renewable

① 庁舎等から排出される廃棄物及び廃棄物中の可燃ごみについては、第五次循環型社会形成推進基本計画（令和６年８月２日閣議決定）、廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（令和５年環境省告示第４９号）等にのっとり、３Ｒ（Reduce（発生抑制）、Reuse（再使用）、Recycle（再生利用）＋Renewable（バイオマス化・再生材利用等）の徹底を図り、サーキュラーエコノミー（循環経済）を総合的に推進する。

② 庁舎等から排出されるプラスチックごみについては、「プラスチック資源循環戦略」（令和元年５月３１日）に掲げるマイルストーンの実現に向けて、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律にのっとり、政府として率先して排出の抑制及びリサイクルを実施し、リサイクルを実施することができない場合には熱回収を実施する。

③ 特に、会議運営の庶務を外部業者に委託する場合には、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（令和７年１月２８日閣議決定）にのっとり、飲料提供に使い捨てのプラスチック製の製品及び容器包装を使用しない。

④ 食品ロスの削減に向け、災害用備蓄食品のフードバンク等への寄附や、食品ロスの削減に関する職員への啓発、フードドライブの実施等の取組を行う。

⑤ 食べ残し、食品残さ等の有機物質について、再生利用や熱回収を行う。

（２）消費者庁主催等のイベントの実施に伴う温室効果ガスの排出等の削減

消費者庁が主催するイベントの実施に当たっては、会場の冷暖房の温度設定の適正化を始めとする省エネルギー対策の実施や、参加者への公共交通機関の利用の奨励、Ｊ－クレジット等を活用したカーボン・オフセットの実施、廃棄物の分別・減量化、リユース製品やリサイクル製品の積極的な活用等、温室効果ガスの削減に資する取組を徹底して行う。

また、消費者庁が後援する民間のイベントについても、これらの取組が行われるように促す。

（３）消費者庁の事務・事業における Scope３排出量へ配慮した取組の推進

消費者庁の事務及び事業において、Scope３排出量へ配慮した取組を進めるとともに、その排出量の削減に努める。

５．ワークライフバランスの確保・職員に対する研修等

（１）ワークライフバランスの確保

計画的な定時退庁の実施による超過勤務の縮減、休暇の取得促進、テレワークの推進、ウェブ会議システムの活用等、温室効果ガスの排出削減にもつながる効率的な勤務体制の推進に努める。

（２）職員に対する地球温暖化対策に関する機会の提供、情報提供

職員の地球温暖化対策に関する意識の啓発を図るため、地球温暖化対策に関する研修等の積極的な実施を図る。

（３）「デコ活」（脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動）を通じた職員に対する脱炭素型ライフスタイルの奨励

職員に、太陽光発電や電動車の導入を始めとするデコ活アクションの実践など、脱炭素型ライフスタイルへの転換に寄与する取組を促す。

Ⅵ. 実施計画の推進体制の整備と実施状況の点検

１　本計画の推進・評価・点検は、消費者庁地球温暖化対策推進本部において実施するものとする。本計画の推進・評価・点検の管理統括は、消費者庁次長が行う。

２　本計画の点検結果については、毎年度、中央環境審議会の意見を聞いて、その意見とあわせて地球温暖化対策推進本部幹事会に報告し、取りまとめ結果をホームページ等適切な方法を通じ公表する。

Ⅶ. 独立行政法人における計画策定等に関する取組

消費者庁が所管する独立行政法人国民生活センターに対して、政府実行計画に準じた計画策定及びそれに基づく取組を促すこととする。また、同法人において計画を策定していない場合にはその理由を把握するよう努める。なお、本取組の点検については、VIの実施状況の点検を通じて行う。

Ⅷ. 組織・施設ごとの温室効果ガス排出削減計画

排出削減計画は、まず２０３０年度に向けた計画を定めることとし、それ以降については、取組の進捗状況や排出削減技術の利用可能性等の状況を踏まえ、適切な時期に削減目標と整合する排出削減計画を定める。

【消費者庁全体】

消費者庁温室効果ガス削減計画

	単位	2013 年度	2023 年度	2030 年度目標	13 年度比
公用車燃料	kg-CO2	7, 945	6, 264	3, 973	－50％
施設の電気使用	kg-CO2	187, 582	122, 468	60, 607	－67. 7％
（電気使用量）	kWh	462, 025	588, 394	606, 070	+31 ％
（排出係数）	kg-CO2/kWh	0. 406	0. 208	0. 1	－0. 306kg- CO2/kWh
施設の燃料使用	kg-CO2	136, 304	73, 034	68, 152	－50％
その他	kg-CO2	0	0	0	－
合計	kg-CO2	331, 831	201, 766	132, 732	－60％

※電気使用に由来する温室効果ガスの算定に当たっては、調整後排出係数を使用。

消費者庁温室効果ガス削減対策及び目標

	単位	現状	2030 年度目標
設置可能な建築物における太陽光発電の設置割合（件数ベース）	％		
公用車に占める電動車の割合	％	100（2023 年度）	100
ＬＥＤ照明の導入割合	％	90（2023 年度）	100
調達する電力に占める再生可能エネルギー電力の割合	％		電力調達に際し、庁舎管理官署等の関係先に働きかけを行っていくよう努める。

※２０３０年度以降については、取組の進捗状況や排出削減技術の利用可能性等の状況を踏まえ、適切な時期に目標を設定することとする。

〇主な削減対策と削減効果
- 既存の照明をＬＥＤ照明にすることで温室効果ガスの削減が期待される。
- 自動車利用の抑制等に努めることで温室効果ガスの削減が期待される。
- 建築物における省エネルギー対策の徹底に努めることで温室効果ガスの削減が期待される。